

事 務 連 絡

平成23年9月15日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御 中

消 防 庁 予 防 課
消防庁危険物保安室

ライブハウス等における防火安全対策について（情報提供）

先般、東京都内のライブハウスにおいて、不特定多数の者を殺害する目的で店内にガソリンをまいて放火しようとした事案が発生したことを受け、別紙のとおり「ライブハウス内無差別殺人未遂事件の発生に伴う安全対策の強化について」（平成23年9月6日付け警察庁丁生企発第471号、丁保発第167号）が警察庁生活安全局生活安全企画課長及び保安課長から警視庁生活安全部長及び各道府県警察（方面）本部長あてに、また、「ライブハウス等の施設管理者に対する指導等について」（平成23年9月12日付け事務連絡）が警察庁生活安全局生活安全企画課理事官及び保安課理事官から警視庁生活安全部生活安全総務課長及び保安課長並びに各道府県警察本部生活安全部長あて通知されているところです。

上記通知において、危険物の取扱い等に関し消防法令を遵守すること及びライブハウス等の施設に対する立ち入りについて、消防機関と連携を図り指導することとされているところであり、消防機関においても適宜警察機関からの相談等に応じて対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

連絡先

消防庁予防課 村瀬係長、鍋島事務官

電 話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

消防庁危険物保安室 竹本係長

電 話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

原議保存期間 1年
(平成24年12月31日まで)

警視庁生活安全部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局長
広域調整部長

殿

警察庁丁生企発第471号
丁保発第167号
平成23年9月6日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁生活安全局保安課長

ライブハウス内無差別殺人未遂事件の発生に伴う安全対策の強化について
先般、東京都内のライブハウスにおいて、不特定多数の者を殺害する目的で店内
にガソリンをまいて放火しようとした事案が発生し、被疑者を殺人未遂等で現行犯
逮捕したところである。

この種事案は、模倣性が高く、最悪の場合は多数の死傷者を出す大惨事にもつな
がりかねないことから、各都道府県警察にあつては、同様の事案の未然防止を図る
ため、いわゆるライブハウス等不特定多数の者が集まる屋内イベント会場の把握に
努めるとともに、これらの会場の施設管理者やイベント主催者に対し、屋内イベン
ト会場内への危険物の持ち込みや不審者の侵入を防止するための自主警備の徹底、
事案発生時における迅速な避難誘導の実施を要請するなど、これらの会場における
安全対策の強化に努められたい。

また、管内においてガソリンスタンド等のガソリン等引火性液体を販売する業者
に対して、必要に応じて消防機関と連携の上、不審者がガソリン等引火性液体の購
入を申し出た場合には直ちに警察に連絡をするよう要請するとともに、消防法令に
適合しない容器を持参した者に対しては販売しないなど消防法令を遵守するよう指
導すること。

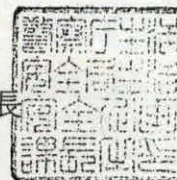
なお、経済産業省、全国警備業協会及び全国石油商業組合連合会に対し、それぞ
れ別添1、別添2及び別添3のとおり要請していることを申し添える。

本件担当：生活安全企画課
中島警視(800-3048)
保安課
桐島警視(800-3181)

警察庁丁生企発第469号
平成23年9月6日

経済産業省商務情報政策局
生活文化創造産業課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長



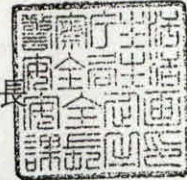
不特定多数の者が集まる屋内イベント会場における安全対策の指導について
(要請)

先般、東京都内のライブハウスにおいて、不特定多数の者を殺害する目的でガソリンをまき、これに放火しようとするという事案が発生したところです。この種の事案は模倣性が高く、最悪の場合には多数の死傷者を出す大惨事にもつながりかねないことから、貴課におかれましても、このような現状を御理解の上、所管のイベント産業業界に対し、不特定多数の者が集まる屋内イベント会場において、不審者の発見や危険物の持ち込み防止等の安全対策が十分図られるよう指導を徹底していただきますようお願い申し上げます。

警察庁丁生企発第470号
平成23年9月6日

社団法人 全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長



いわゆるライブハウス等不特定多数の者が集まる屋内イベント会場における警備業務の適正な実施について（要請）

貴協会におかれましては、平素から警察行政各般にわたる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、東京都内のライブハウスにおいて、不特定多数の者を殺害する目的でガスリンをまき、これに放火しようとするという一步間違えば大惨事になりかねない事案が発生したところです。

このような不特定多数の者が集まるイベント会場においては、警備業者に警備が依頼されている場合も少なくありません。

警察においても、いわゆるライブハウス等不特定多数の者が集まる屋内イベント会場の施設管理者やイベント主催者に働きかけ、安全対策の強化を要請しているところではありますが、貴協会におかれましても、これらの会場における警備に際しては、会場の施設管理者やイベント主催者と連携の上、不審者の発見や危険物の持ち込み防止等の安全対策が十分とられるよう、各都道府県警備業協会及び各警備業者に対する指導を徹底していただきますようお願い申し上げます。

警察庁丁保発第166号

平成23年9月6日

全国石油商業組合連合会長 殿

警察庁生活安全局保安課長

ガソリンスタンドにおけるガソリン等引火性液体の販売時の留意事項について

貴連合会におかれましては、平素から警察行政各般にわたる御理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、東京都内のライブハウスにおいて不特定多数の者を殺害する目的でガソリンをまき、これに放火しようとした一歩間違えば大惨事になりかねない事案が発生し、国民に大きな不安を与えたところです。

ガソリンを凶器として使用する事件は過去にも発生しており、今後さらに模倣犯等が発生する可能性も強く、極めて憂慮されるところです。

警察においても、ガソリンスタンド等のガソリン等引火性液体を販売する業者に働きかけ、不審者対策の強化等を要請しているところではありますが、貴連合会におかれましても、このような状況を踏まえ、この種事案の再発を防止するため、傘下の団体等に対し、下記事項の指導を徹底して頂きますよう格別の配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 携行缶等を持参してガソリンを購入しようとする者に対しては、努めて使用目的を確認するとともに、言動等から不審な点がある場合には、直ちに警察に連絡すること。
- 2 ガソリン等引火性液体の販売に当たっては、消防法令に適合しない容器を持参した者に対しては販売しないなど消防関係法令を遵守すること。
- 3 ガソリン等引火性液体の盗難、紛失等を防止するため、貯蔵されているガソリン等引火性液体及び貯蔵所の設備の点検、自主管理体制の強化等その適正管理の徹底を図るとともに、これらが発生した場合には、直ちに警察に連絡すること。

原 議 保 存 期 間 1 年
(平成24年12月31日まで)

警視庁生活安全部生活安全総務課長
警視庁生活安全部保安課長 殿
各道府県警察本部生活安全部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整第一課長

事 務 連 絡
平成23年9月12日
警察庁生活安全局生活安全企画課理事官
警察庁生活安全局保安課理事官

ライブハウス等の施設管理者に対する指導等について

いわゆるライブハウス等不特定多数の者が集まる屋内イベント会場の施設管理者やイベント主催者に対する安全対策強化の要請については、「ライブハウス内無差別殺人未遂事件の発生に伴う安全対策の強化について」(平成23年9月6日付け警察庁丁生企発第471号、丁保発第167号)により指示したところであるが、これを踏まえ、各都道府県警察においては、下記のような施策に取り組みたい。

記

1 安全対策講習等の実施

管内に所在するいわゆるライブハウス等不特定多数の者が集まる屋内イベント会場の施設管理者、ビル防犯協会等の代表者等を招致するなどして、自主警備の重要性、不審者発見に係る着眼点、危険物が持ち込まれた場合の対応要領、緊急時の避難誘導要領等について講習等を行うこと。

その際、各都道府県の警備業協会等の協力を要請することも検討すること。

2 積極的な立入の実施

ライブハウスその他の不特定多数の者が集まる屋内イベントの会場となり得る施設に様々な機会を利用して積極的に立ち入り、安全確保対策について指導を行うこと。

その際、消防や市・区役所とも連携を図り、効果的な指導が行われるように努めること。

本件担当：生活安全企画課

中島警視(800-3048)

保安課

桐島警視(800-3181)